

■入所者の施設内での療養、「新興感染症等施設療養費」の算定不可

- ・厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザに介護施設などで感染した入所者が施設内で療養をしても「新興感染症等施設療養費」を算定できないとする解釈を示した。対象となる感染症がまだ指定されていないため。2024年度介護報酬改定に関する22日付のQ&Aで明らかにした。
- ・新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミックの発生時に、施設内で感染した高齢者に医療やケアを提供することや、感染拡大に伴う病床の逼迫を避けるため、24年度の報酬改定で新設された居住系や施設系サービスへの評価。
- ・必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染症にかかった入所者や高齢者を施設内で療養すると、特定施設入居者生活介護や介護医療院などが、1日240単位を算定できる。
- ・対象の感染症は、パンデミックの発生時に厚労相が必要に応じて指定することとされ、現時点では指定されていない。厚労省によると、今後新たに指定されない限り新興感染症等施設療養費を算定することはできない。
- ・Q&Aではまた、看護小規模多機能型居宅介護のサービス提供が少ない場合の減算に関する解釈も示した。サービス提供が「週平均1回に満たない場合」について、週平均で1回未満の利用者のみが3割減算の対象となる。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1348 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.12)の送付について」

令和7年1月22日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001381985.pdf>